

浪江町告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本町の区域内に次の土地が新たに生じたことを確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により、字の区域を次のとおり変更することについて、同法第 9 条の 5 第 2 項及び同法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

なお、この効力は公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 2 項の規定による竣工認可の告示の日から生ずる。

令和 3 年 3 月 25 日

浪江町長 吉田 数博



新たに生じたことを確認した土地	左の土地を編入する区域
浪江町大字請戸字北久保 53 番地、88 番地及び 110 番地並びに字川原 71 番地、72 番地及び 73 番地と隣接する公有水面埋立地	浪江町大字請戸字川原

議案第 20 号

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、次表の左欄に掲げる土地が新たに本町の区域内に生じたことを確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により、当該土地を同表の右欄に掲げる字の区域に編入するものとする。

令和 3 年 3 月 3 日提出

浪江町長 吉田 敦博

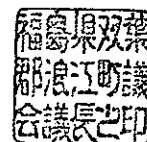
左 欄		右 欄
位 置	面 積	編入する字名
浪江町大字請戸字北久保 53 番地、88 番地及び 110 番地並びに字川原 71 番地、72 番地及び 73 番地と隣接する公有水面埋立地	22, 241. 84 m ²	浪江町大字請戸字川原

令和 3 年 3 月 15 日 原案可決

この謄本は原本と相違ないことを認証する

令和 3 年 3 月 17 日

福島県双葉郡浪江町議会議員 佐々木 恵寿



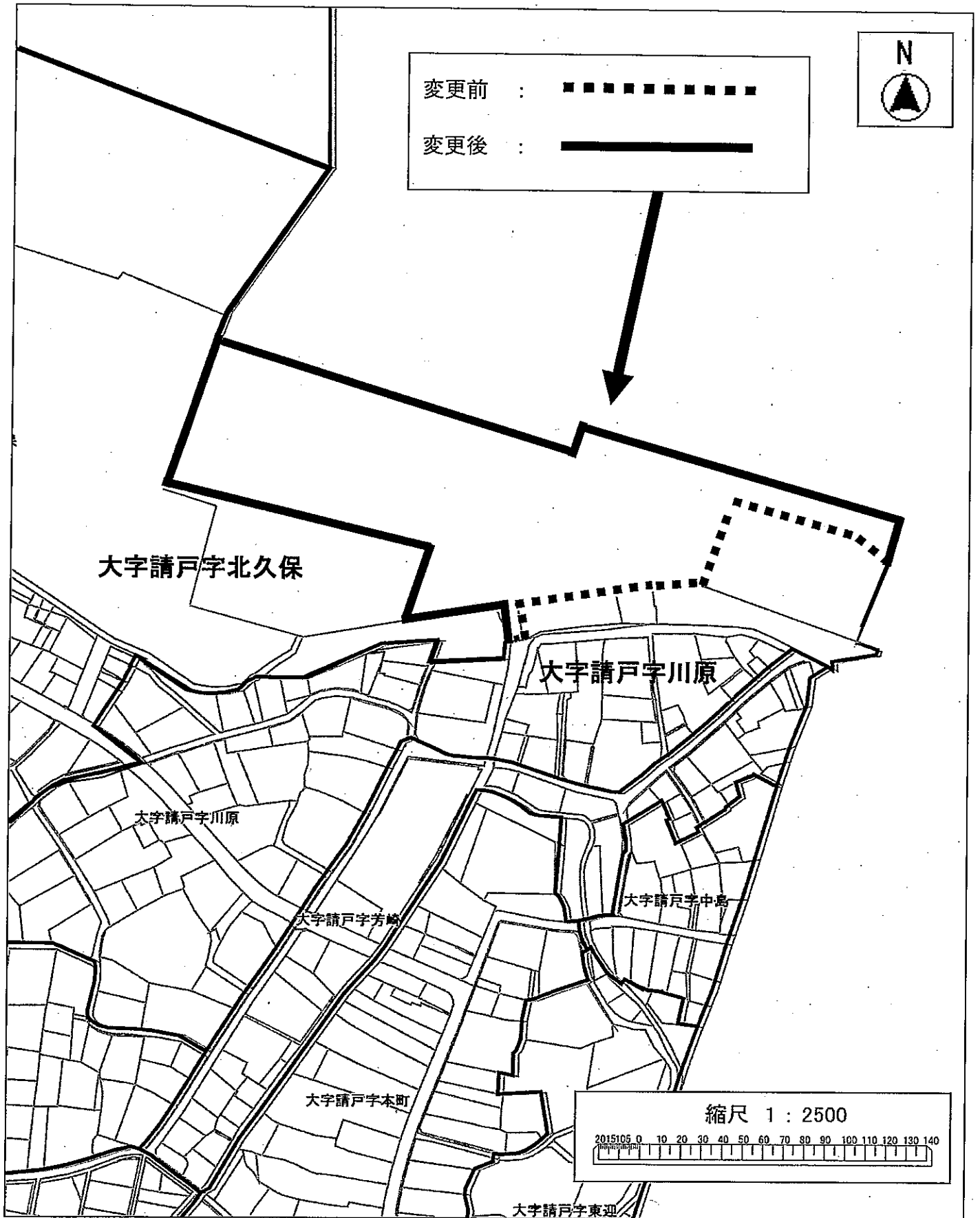
提案理由

請戸漁港内公有水面埋立に伴い、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、新たに生じた土地を確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により、字の区域を変更するためです。

新たに生じた土地の確認



字の区域の変更

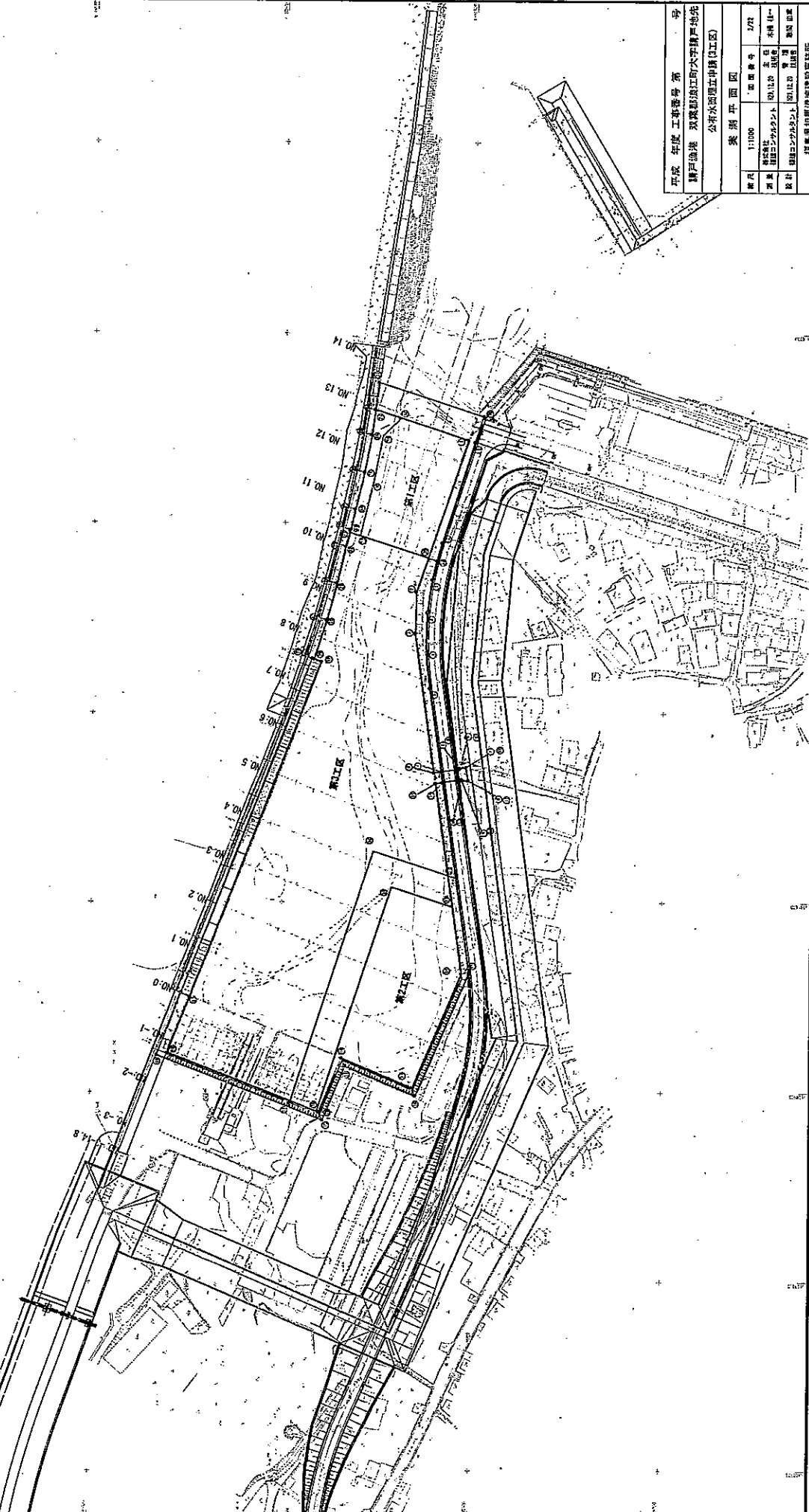
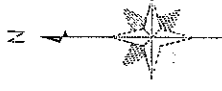


実測平面図 S=1:1000

凡例

	全体面積	第1工区面積	第2工区面積	第3工区面積
埋立区域(全体計画)	29,273.64m ²	2,644.50m ²	4,370.14m ²	22,259.00m ²
埋立に關する工事 進行区域(進行区域)	33,174.21m ²	4,185.05m ²	7,613.64m ²	21,395.52m ²
埋立区域(供工率制)	29,242.07m ²	2,648.27m ²	4,351.96m ²	22,241.84m ²

※工区、2工区は假想工



平成 年度 工事番号 第	号
神戸臨港 東横郡淡路町大字神戸町先	
公称水面埋立申請(3工区)	
実測平面図	
縮尺	1:1000
製図者	藤田 隆雄
検査者	藤田 隆雄
設計者	藤田 隆雄
製図者	藤田 隆雄
検査者	藤田 隆雄
設計者	藤田 隆雄
製図者	藤田 隆雄
検査者	藤田 隆雄
設計者	藤田 隆雄